

第2次関市一般廃棄物処理基本計画（案）について（概要）

1. 計画策定の背景

本市では、平成18年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」といいます。）を策定し、「ごみの排出を抑制し、環境に配慮した循環型のまち」（ごみ処理基本計画）及び「豊かな水環境に恵まれたうるおいある快適なまち」（生活排水処理基本計画）を基本理念として、一般廃棄物の処理を進めてきましたが、令和2年度に前計画の期限を迎えることから、一層の廃棄物の減量・資源化を促進するとともに、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めるため、「第2次関市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

○関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第4条 廃掃法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画は、市長が定めるものとする。

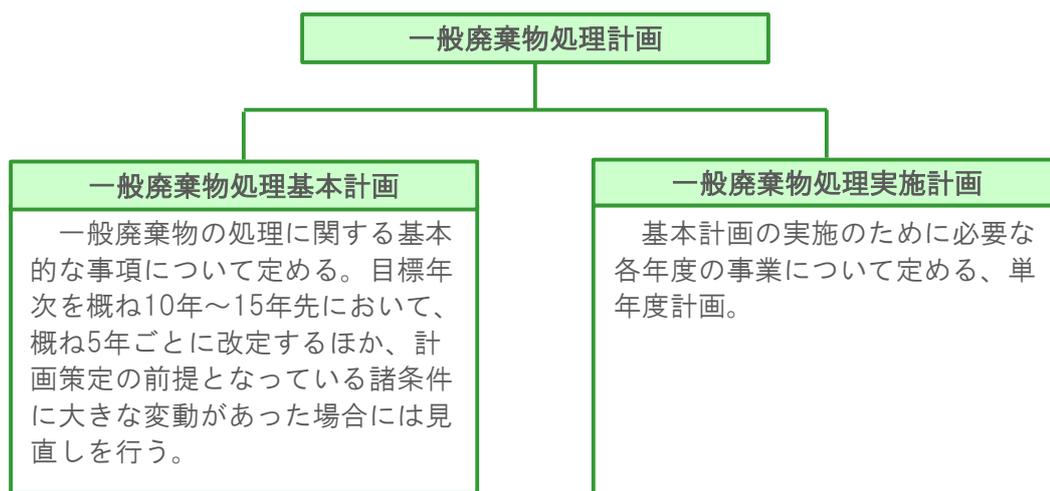
2 前項の処理計画には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に定める処理基本計画及び処理実施計画により、廃掃法第6条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために市町村ごとに定める行動計画です。

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を定めなければなりません。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める基本計画と、基本計画を実施するために必要な各年度の事業について定める実施計画から構成されています。



3. 計画の範囲

本計画の対象区域は、本市全域とします。

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図1に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

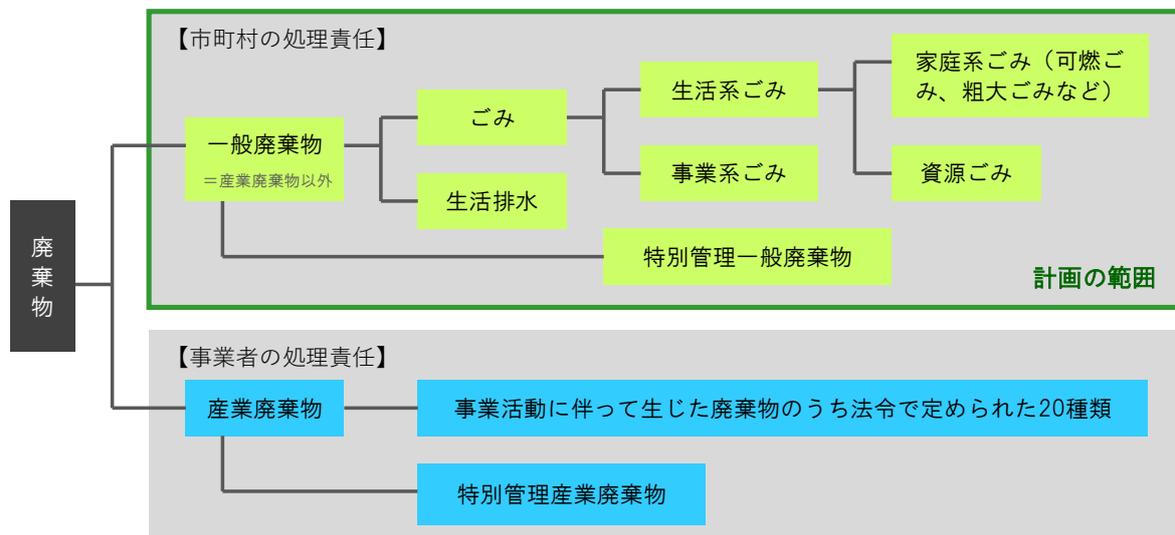


図1 廃棄物の種類と計画の範囲

4. ごみ処理基本計画

(1) 基本理念

本計画の上位計画である「関市環境基本計画（第三次見直し）」では、「健全な物質の循環（活かすもの）」の中で、基本目標Ⅲとして「資源を無駄なく使う持続可能なまち」を掲げていることから、本計画の基本理念もこれを引き継ぐものとします。

基本理念 資源を無駄なく使う持続可能なまち

(2) 基本方針

平成30年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の実現に向け、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」を掲げています。

これまでの資源を浪費する時代から、限りある資源を循環利用するとともに、再生可能なエネルギーを活用し、ライフスタイルの変革により持続可能な社会を築くため、以下の基本方針に従って施策を展開します。

基本方針1 廃棄物の発生抑制

家庭や事業所から出るごみの発生抑制を図るため、本市は積極的な普及啓発や情報発信を行うとともに、ごみの減量に向けた施策を実施します。

基本方針2 廃棄物の再使用・再生利用

ごみとして出されている資源の回収率を向上させるため、資源を出しやすい環境を整えるだけでなく、処理手数料の適正化を行います。

基本方針3 廃棄物の適正な処理

やむを得ず排出されるごみは、できるだけ環境に負荷を与えないように配慮しながら、適切かつ衛生的に処理を行います。

基本方針4 効率的なごみ処理体制の構築

地域の特性に合わせた効率的なごみ処理を行うため、収集区分、収集方法の見直しや、処理施設の効率的な運用を行います。

また、収集においては、効率化を優先する業務と、サービスを優先する業務を明確にし、費用対効果と人員体制を考慮した上で、ごみ収集体制の見直しを行います。

(3) 数値目標

本計画では、令和17年度を計画目標年度とし、基本方針に基づく重点プロジェクトと具体的な施策を実施することにより、目標の達成を目指します。

目標1 1人1日あたりごみ総排出量 850グラム

本市から出るごみ総量の原単位である1人1日あたりごみ総排出量(※1)を令和元年度の956グラムから106グラム削減し、850グラムにします。

(※1 ごみ総排出量=資源ごみ+燃やせるごみ+燃やせないごみ+粗大ごみ+事業系ごみ)



106gの目安
ゆず半分

目標2 1人1日あたり家庭系ごみ排出量 440グラム

家庭から出るごみのうち、資源を除く処理・処分を必要とするごみである家庭系ごみ排出量(※2)を、令和元年度の548グラムから108グラム削減し440グラムにします。

(※2 家庭系ごみ排出量=燃やせるごみ+燃やせないごみ+粗大ごみ)



108gの目安
キウイ1個

目標3 事業系ごみ排出量 9,615トン/年

事業所から排出されるごみの量を、令和元年度の10,422トンから901トン削減し9,615トンにします。



807トンの目安
ごみ収集車135台

(4) 重点プロジェクト

プロジェクト1：ごみを知ってごみを減らそう

- ・施策1-1：ごみ処理経費の見える化
- ・施策1-2：燃やせないごみと粗大ごみの統一

プロジェクト2：地域に合わせたごみ出しの選択

- ・施策2-1：人口密度の低い地域は、定期収集から拠点もしくは個別収集へ段階的に移行
- ・施策2-2：人口減少に伴う、収集場所の見直し

プロジェクト3：資源を分別しやすい環境の整備

- ・施策3-1：資源回収品目・頻度の見直し
- ・施策3-2：蛍光灯、乾電池などの拠点回収場所の増加
- ・施策3-3：集団回収制度の拡充及び周知
- ・施策3-4：古紙回収ボックスの設置

プロジェクト4 高齢者世帯が困らないごみ出しの支援

- ・施策4-1：地域で支え合うごみ出しの支援
- ・施策4-2：ふれあい収集の検討
- ・施策4-3：福祉部門との連携したごみ出しの支援

プロジェクト5 産業廃棄物の不適正排出防止

- ・施策 5-1：県と連携した事業所に対する立入指導
- ・施策 5-2：事業所向けリーフレットの作成
- ・施策 5-3：県と連携した搬入検査の実施
- ・施策 5-4：処理原価相当の持込み手数料の検討

5. 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念

本計画の上位計画である「関市環境基本計画（第3次見直し）」では、「快適環境（創るもの）」の中で、基本目標Ⅰとして「いつまでも安心して暮らせる快適なまち」を掲げていることから、本計画の基本理念もこれを引き継ぐものとします。

基本理念 いつまでも安心して暮らせる快適なまち

(2) 基本方針

本市の生活排水処理における現状と課題を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定します。

基本方針1 生活排水処理施設における整備の推進

公共下水道や特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設を整備するとともに、下水道等の整備が当面見込めない区域においては、合併処理浄化槽の設置を推進していきます。

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

排出されるし尿及び浄化槽汚泥の排出量に応じた適正な処理を推進します。

基本方針3 市民への普及啓発活動の推進

水環境に対する意識向上に向けた啓発を行い、市民一人ひとりが発生源対策に取り組むように促進していきます。

(3) 数値目標

基本理念を実現するため、本計画において目指すべき具体的な目標を以下のように設定します。

目標 令和17年度の生活排水処理率 99%